

## 特集にあたって

海洋は、古来、漁労の場や交易路として、人類に多大な恩恵をもたらしてきた。グローバル化の進展は、交易路としての海洋の役割をさらに大きくした。また、海洋は、石油・天然ガスだけでなく、メタンハイドレートやレアメタルの供給源として、さらに波・潮汐・海流などそこで生起する物理現象自体が再生可能エネルギー源として注目されている。

こうした開発対象としての海洋について、国立国会図書館調査及び立法考査局では、平成 24 年度に科学技術に関する調査プロジェクト「海洋開発をめぐる科学技術政策」を立ち上げて、その成果を『海洋開発の諸相』（調査資料 2012-5）及び『海洋資源・エネルギーをめぐる科学技術政策』（調査資料 2012-6）として 2013 年 3 月に刊行した。

海洋が国際交易上及び資源・エネルギー供給上の重要性をますます高めるなか、近年、東シナ海や南シナ海では島嶼の領有をめぐる沿岸国間で軋轢が生じており、国際的にも海賊や国際テロが海洋における航行や資源開発を脅かしている。それらは各国の海上保安上及び国際安全保障上の解決すべき焦眉の課題となっている。

もともと、海洋は、陸地のように領域を奪いあって相互不干渉を認めあう閉鎖的な空間ではなく、そこを公共財とみなして利用しあうメカニズムの働く空間であった。海洋を公共財とみなすこのような伝統の上に、沿岸国の利益に配慮しながら採択されたのが国連海洋法条約（1994 年発効）である。沿岸国の多くが同条約に基づき陸地から 12 海里を領海、200 海里を排他的経済水域（EEZ）と宣言しており、それより外側の海洋が公海である。沿岸国の主権がその領海に及ぶのに対し、公海はいずれの国の領有も認められず、すべての国に開放される。EEZ において、沿岸国は天然資源の開発等に主権の権利を、また海洋環境の保護・保全等に管轄権を有する一方、すべての国が航行の自由等を享受する。

したがって、島嶼の領有をめぐる沿岸国間の軋轢や海賊・国際テロの脅威などに関しては、多くの場合、国連海洋法条約を前提に、沿岸各国の海洋に関する法制に依りながら、それらが交錯し競合するところで、問題解決のための努力や取締りが行われることになる。

この特集では、以上のような問題状況を背景に、8 つの主権国家及び欧州連合（EU）の海洋に関する法制、中でも海洋における法執行権限ないし海上警察権限に関する法制を中心に紹介することとする。紹介に際し、対象国等の海上保安体制の見取り図も提供できるように心がけた。このような制度の紹介が、上述の喫緊の課題の解決に向けた手掛かりを提供するとともに、わが国における海上警察権限に関するさらなる法整備のための検討の参考となるとすれば幸いである。

この特集の取りまとめにあたり、海洋法及び各国の海上保安法制に造詣の深い、海上保安大学の鶴田順准教授にご講演いただき、貴重な情報と調査への示唆を頂戴した。改めて先生に心より感謝を申し上げる次第である。

平成 26 年 3 月

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 外交防衛調査室主任 等 雄一郎